

ケーブルプラスでんき利用規約

東京ベイネットワーク株式会社(以下、「当社」という。)とKDDI株式会社(以下、「KDDI」という。)が提供する「ケーブルプラスでんきサービス」(以下、「ケーブルプラスでんき」という。)を受ける者(以下、「加入者」という。)との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

第 1 条 (利用規約の適用)

1. 当社は、KDDIが規定する「ケーブルプラスでんき需給約款」(以下、「約款」という。)により当社に譲り渡されたKDDIの債権(以下、「電気料金」という。)の請求等を、当社の定める「ケーブルプラスでんき利用規約」(以下、「本規約」という。)により行うものとします。
2. 本規約の規定が約款の規定と矛盾または抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
3. 当社は、本規約を改定することがあります。なお、本規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい本規約によるものとします。

第 2 条 (用語)

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り約款で使用する用語の意味に従います。

第 3 条 (加入申込の承諾)

1. ケーブルプラスでんきを利用しようとする者は、下記に定める文章を承諾のうえ、当社が別途指定する方法によりお申し込みを行い、KDDIがケーブルプラスでんきへの切替が可能であることを確認できたときに契約が成立するものとします。
 - ① ケーブルプラスでんき需給約款
 - ② ケーブルプラスでんき重要事項説明書
 - ③ 本規約
2. 当社は、前項に基づくお申し込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3. 当社は、第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、お申し込みを承諾しないことがあります。
 - ① お申し込みにあたり加入者が虚偽の内容を当社に申告した場合、またはそのおそれがある場合。
 - ② 加入者がケーブルプラスでんきまたは、当社から請求している他サービスの料金の支払いを現に怠った場合、またはそのおそれがある場合。
 - ③ 過去に、加入者の責めに帰すべき事由によりケーブルプラスでんきの提供を受けるための契約(以下、「利用契約」という。)が解除、または加入者に対するケーブルプラスでんきの提供が停止されたことがある場合。
 - ④ その他、法令、電気の需給状況、供給設備の状況その他によってやむをえない場合、利用契約のお申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第 4 条 (auIDの提供)

1. auお客様サポートおよびケーブルプラスでんき Web サービスの利用にはKDDIが提供する「auID」が必要です。
2. 加入者は、ケーブルプラスでんきのお申し込みにあたり、KDDIが別に定める「auID利用規約」に同意するものとします。

第 5 条（KDDIに係る債権の譲渡等）

加入者は、当社が電気料金を請求することを承諾するものとします。この場合、当社およびKDDIは、加入者への個別通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 6 条（請求と支払い等）

1. 加入者は、当社が定める期日までに指定する方法で支払いを行うものとします。
2. 加入者は、当社が電気料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認するものとします。
3. 加入者は、電気料金について支払期日を経過してもなお、お支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について年 14.6%（年当たりの場合は、閏年の日を含む期日についても、365 日の割合とします）の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内にお支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 7 条（最低利用期間）

最低利用期間は電気料金の適用開始日から起算して1年間です。

第 8 条（利用契約の終了）

1. 当社は、加入者が本規約（本規約において準用している規定を含みます）に違反したときは、KDDIに通知いたします。その場合、KDDIは催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。
2. 加入者が解約しようとするときは、あらかじめ、当社が別途定める方法により、当社にご連絡ください。他の小売電気事業者への切り替えに伴う本サービスの解約の場合は、当社にご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。但し、東京電力エナジーパートナー(株)の従量電灯 B または C プランへのお申込みの場合、当社へ併せてご連絡ください。
3. 加入者がケーブルプラスでんきの提供エリア外にお引越しの場合、または、エリア内であっても、ケーブルプラスでんきが提供できない場合には、利用契約は解除となります。
4. 上記各項により、解除もしくは解約となった場合、でんきセット割も解除となります。
5. 電気料金のお支払いが、1回でも延滞となった場合は本サービスを強制的に終了させていただきます。ただし、延滞理由が加入者に責がない場合はこの限りではありません。
6. 強制的に終了となった加入者へは、清算完了後に再契約の申し出があった場合、当社は再契約をお断りすることもあります。

第 9 条（KDDIへの通知）

加入者は、当社が定める支払期日までに、当社の既存サービスの料金の支払いが無い場合、KDDIに通知することを了承するものとします。

第 10 条（他の小売電気事業者への通知）

約款に定める供給条件によって支払いを要することとなった料金およびその他の債務について、ケーブルプラスでんきの契約終了後も、現に料金およびその他の債務のお支払いがない場合、当社は加入者の個人情報をKDDIへ通知します。また、KDDIは、その情報を他の小売電気事業者に通知することがあります。

第 11 条（利用契約に係る契約者情報の利用）

当社は、加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは請求書の送付先等の情報を、ケーブルプラスでんきに係る契約のお申し込み、契約の締結、料金の適用または料金の請求その他本規約に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、ケーブルプラスでんき提供にあたり取得した個人情報等の取り扱いは、当社が別に定める「個人情報の保護に関する宣言」に定めます。

第 12 条（協議、管轄裁判所）

1. 本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合は、誠意を持って協議のうえ、解決にあたるものとします。
2. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとし、当社の提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附 則

1. 当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. 記載の金額は全て税抜きです。
3. この本規約は2016年9月1日より施行します。

でんきセット割利用規約

第 1 条（本規約の適用）

東京ベイネットワーク株式会社（以下、「当社」という。）は、このでんきセット割利用規約（以下、本規約）に基づき、でんきセット割（以下、「本割引」という。）を提供します。

1. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約を当社の指定する Web サイトに掲載することにより行います。
2. 本規約本文の他、当社が定める本割引に関する諸規定（当社が別に Web サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限りません。以下「諸規定」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約本文と諸規定との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規定を優先して適用するものとします。

第 2 条（本割引の概要）

本割引は、KDDI株式会社（以下、「KDDI」という。）が提供するケーブルプラスでんき及び、本規約第4条で定める対象サービスを組み合わせて利用する場合に、本規約に定めるところより、料金に応じた割引を行う当社提供のサービスです。

第 3 条（申込み）

本割引の適用を希望する者（以下、「申込者」という。）は、本規約を承諾の上、当社が別に定めるところにより当社に申込みを行うものとします。

第 4 条（契約の成立）

当社は、前条の申込みが次の各号に定める条件の全てを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、当社と申込者との間で本割引の適用を受けるための契約（以下、「本件契約」という。）が成立するものとします。

- (1) 申込者が、ケーブルプラスでんきに係る契約（以下、「ケーブルプラスでんき契約」という。）を締結していること、または、ケーブルプラスでんき契約の申込みを行っていること（その申込みが承諾されていない場合を除く）。
- (2) 当社が指定する以下のサービス（以下、「対象サービス」という）を、申込者が契約していること。
 - ・当社が別に定めるケーブルテレビサービス契約約款で規定するテレビサービス（デジタル放送施設利用コース及びオプションサービスを除く）
 - ・当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款で規定するインターネット接続サービス（オプションサービスを除く）
 - ・当社が別に定めるベイネット光契約約款で規定する電気通信サービス
 - ・ケーブルプラス電話
- (3) 前号で指定された対象サービスが、次の各号に定める条件を全て満たしていること。

- ア. 本件契約の申込みの時点で、その対象サービスについて、現にサービスの提供を受けていること。
 - イ. その対象サービスの契約者が、ケーブルプラスでんき申込者と同一であるか、申込者と同一の住所に住居するその家族(当社所定の基準を満たすものに限り)であること。
 - ウ. 電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。
 - エ. 対象サービスとセットで利用し、利用料金を月ごとにお支払いされていること。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上支障があるとき、またはその他当社が不適切と判断したときは、前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。

第 5 条 (でんきセット割)

当社は、前条に従って本件契約が成立した場合、その本件契約に係る申込者(以下、「本件契約者」という。)の契約するケーブルプラスでんきおよび対象サービスに係る請求料金(以下、「本件請求料金」という。)に応じ、次項の定めに従って算出した金額(以下、「割引金額」という。)を、本件請求金額から割り引きます。

2. 当社は、KDDI提供のケーブルプラスでんき需給約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた、「基本料金および電力量料金」の額(以下、「本件対象額」という)に応じて、下記の額を値引きします。なお、該当算出に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

本件対象額	割引額または割引率
5,000 円未満	55 円(定額)
5,000 円以上 8,000 円未満	3%
8,000 円以上	5%

第 6 条 (対象サービスの変更)

本件契約者は、対象サービスの変更を希望する場合、当社が別に定める方法で当社に申し出るものとします。

2. 本件契約者は、前項の申し出において、第4条(2)に定める条件を満たす対象サービスを新たな対象サービスとして指定するものとします。

第 7 条 (本件契約の終了)

本件契約者は、当社が別に定める方法で当社に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。

2. 前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。
- (1) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約が終了したとき。
 - (2) 対象サービスに係る契約が終了したとき。
 - (3) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約の名義変更等により、第4条第1項第3号イに定める条件を満たさなくなったとき。

第 8 条 (権利義務の譲渡禁止)

本件契約者は、本件契約に係る権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第 9 条（顧客情報の取扱い）

当社は、本割引の提供に関して取得した申込者、本件契約者および対象契約者回線の契約者に係る情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、当社が別に公開する個人情報の保護に関する宣言に従って取り扱います。

第 10 条（合意管轄）

本割引に係る紛争については、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 11 条（本割引に関する疑義等）

本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、または本規約に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、申込者および本件契約者は予めこれを承諾するものとします。

附 則

1. 当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. 記載の金額は全て税抜きです。
3. この本規約は2016年9月1日より施行します。